

販売代理店の定期報告制度について

令和4年4月
総務省

総務大臣への定期報告義務

- 販売代理店のうち、**電気通信事業法**(昭和59年法律第86号)第26条第1項第1号又は第2号に掲げる**電気通信役務**の契約の締結の媒介等業務を行うものは、**電気通信事業報告規則**(昭和63年郵政省令第46号)第4条の11の規定に基づき、
- ① **営業所その他事業所で媒介等の業務(店舗販売)**を行っている者は**当該営業所その他の事業所の所在地及び名称**
- ② **当該媒介等の業務について再委託**を行っている者は**当該業務の再委託先の販売代理店の名称等**
- を、令和3年以降、毎年度終了後2か月以内(毎年4月から5月末まで)に総務省が指定する**電子システム**(「販売代理店電子届出システム」)から**総務大臣に定期的に報告する必要があります**。

<媒介等の業務届出書の記入例と報告規則との関係>

様式第33(施行規則第39条第1項関係)

媒介等の業務届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
(ふりがな)

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇
(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当部署名 〇〇課
電話番号及び電子メールアドレス
03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇@〇〇.jp

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者	3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者	4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別						
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号	店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MNOの携帯用電話番号未サービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	×	○		
FITのアクセスサービス(足回り回線)	株式会社△△	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	○			○

電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務

「媒介等の業務に係る電気通信役務」に記載の役務が、電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる役務の場合は該当
(それぞれの役務が指定告示のどの役務に該当するかの対応関係は、媒介等業務受託者届出マニュアルの「4.届出の対象となる電気通信役務の範囲と種別」を参照)

店舗販売を行っているか

「媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別」のうち、「店舗販売」に「○」をつけている場合は該当

媒介等の業務について再委託を行っているか

「委託に係る再委託の有無」に「○」をつけている場合は該当

店舗販売



⇒販売を行っている店舗等が
「営業所その他の事業所」
になります。

電話勧誘販売



訪問販売等



通信販売等



⇒「営業所その他の事業所」はありません。
(報告を行う必要はありません)

ご自身が店舗販売を行っていない場合、「営業所その他事業所の所在地及び名称」に関する報告を行う必要はありません。

「再委託先の媒介等業務受託者」

電気通信事業者



業務の委託

販売代理店
(ご自身)



業務の
再委託

再委託先の
販売代理店



私の会社の
Aサービスを取
扱ってください

委託されたAサービ
スの販売をさらに
別の代理店に委託
します

再委託された
Aサービスを
販売します

ご自身が他の販売代理店に媒介等の業務を再委託していない場合、「再委託先の媒介等業務受託者(販売代理店)の名称等」に関する報告を行う必要はありません。

- 販売代理店電子届出システムのご利用にはアカウントが必要です。「令和4年4月以降に紙媒体で届出を行った届出者」のうち、届出記載事項に基づき、報告の義務があると判断された販売代理店に対しては、届出が完了したことを通知する「届出完了通知書」に報告制度に関するご案内を記載しておりますので、アカウント登録をご自身で行っていただくようお願いいたします。
- なお、**報告は次年度**(令和4年であれば令和4年4月から5月末まで)から定期的に行う必要がありますので、報告はその期間内に行ってください(アカウントの登録手続はいつでも行うことが可能です)。

＜届出完了通知書＞

1枚目(かがみ)

〇〇〇第〇〇号 令和3年4月〇日
総務モバイル 殿
総務大臣 (公印省略)
電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第73条の2第1項の規定に基づき媒介等の業務に係る届出について(通知)
届出のあった媒介等の業務届出書は、定められた様式を満たした有効な届出であるものとして受理したので、当該届出に係る届出番号を通知する。

2枚目(受付完了通知書)

受付完了通知書	
届出番号	X2021999
届出年月日	令和3年4月1日
名称	総務モバイル
郵便番号	100-8926
住 所	東京都千代田区霞が関2丁目1-2
法人番号	200001202000X
担当部署名	総務課
電話番号	03-525X-XXXX
メールアドレス	xxx@xxx.xx
「報告制度に関するご案内」を記載	

＜「報告制度に関するご案内」の主な内容＞

- ・ 届出記載事項に基づき、**次年度以降**、報告義務がある点
- ・ 報告は総務省ホームページに設置された「販売代理店電子届出システム」から行えるため、**期間終了までにアカウントの登録と報告を行っていただきたい旨**のお願いの点

○ 媒介等の業務で取扱う電気通信役務について、以下のような場合には当該役務に関連して**報告義務があります**。

※「電気通信事業法第26条第1項又は第2号に掲げる電気通信役務」については、媒介等業務受託者届出マニュアルの「4. 届出の対象となる電気通信役務の範囲と種別」を参照

ア 「電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務」について、「再委託も行っており、店舗販売も行っている」

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MNOの携帯端末サービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000		○	○		

報告義務「あり」

(営業所その他の事業所の所在地等及び再委託先の販売代理店の名称等を報告)

イ 「電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務」について、「再委託を行っている」が、「店舗販売は行っていない」

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MNOの携帯端末サービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	○	×			

報告義務「あり」

(再委託先の販売代理店の名称等を報告)

ウ 「電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務」について、「再委託は行っていない」が、「店舗販売は行っている」

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MNOの携帯端末サービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000		×	○		

報告義務「あり」

(営業所その他の事業所の所在地等を報告)

○ 以下のような場合には、当該役務に関連した**報告義務はありません**。

エ 「電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務」について、「再委託を行っていない」し、「店舗販売も行っていない」

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MVN Oの携帯電話端末サービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	×		○	○	○

報告義務「なし」

オ 定期報告の対象となる「電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務」ではない。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
公衆無線LANサービス(足回り回線)	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 000000	○	○			

報告義務「なし」

- 電気通信サービスの販売代理店は、電気通信事業法第73条の2の規定に基づき、その『業務を行う前』に総務大臣に対して届出を行う必要があります。

① 届出を要する販売代理店の主な要件

- (1) 電気通信事業者又は販売代理店から委託を受けていること
- (2) 携帯電話端末サービス、FTTH、ISP等の電気通信役務（電気通信事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務）を取り扱っていること
- (3) 契約の締結の勧誘又は契約の申込みの受領を行っていること

届出を要する者の典型例

- | |
|--|
| ① 携帯電話端末サービス等のいわゆるキャリアショップを運営する者 |
| ② FTTHサービス等の電話勧誘を行う者 |
| ③ 携帯電話端末サービス、FTTHサービス等の勧誘や契約手続を行う家電量販店 |
| ④ CATVインターネットサービス等の訪問販売を行う者 |

② 必要となる手続（新規届出）

- ・ 次の3点を所管の総合通信局等の担当課に郵送等により届出

- ① 届出書
- ② 住民票の写し（個人の場合）※コピー不可
- ③ 返信用封筒（84円切手貼付）

詳細な手続は総務省HPに公表されている媒介等業務受託者届出マニュアルを参照ください。